

市民意見募集の結果等

第 6 広島市障害福祉計画・第 2 期広島市障害児福祉計画の素案を作成後、広報誌「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を通じて、意見募集を実施しました。募集結果等は以下のとおりです。

- 1 募集期間：令和 3 年 1 月 22 日（金）～令和 3 年 2 月 22 日（月）
- 2 意見の受付方法：郵送、ファックス、応募フォーム
- 3 意見の件数：9 件（団体 3 件）
- 4 意見の概要等：[24 項目]

番号	意見の概要	本市の考え方
1	放課後児童サービスについて 放課後児童デイサービスの通所において一か月あたりの最大日数を増やしてほしい。	放課後等デイサービスの利用日数については、国通知により「各月の日数から 8 日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）」を上限とするように示されており、各区福祉課において、個別に障害児の心身の状況や家庭状況を丁寧に聞き取った上で、支援の内容とそれに必要な時間等を確認し、必要な日数を決定しているところですが、障害児本人の成長や発達に資する観点から、原則の日数を超える利用が必要な場合には、障害児の心身の状況や家庭状況を丁寧に聞き取った上で、個々の状態に応じて適切な支給量を決定していきますので、各区福祉課にご相談ください。
2	① 国の指針を踏まえてということと、P39 以下の引用があり、各項目に「国の基本指針では・・・」と説明を加えているが、原文作者の違いが表れているのか。 ② 国の基本指針とは別に、市民のニーズ調査の結果に結び付けた目標設定などが説明付記されると市民目線が伝わると思う。 第 5 期広島市障害福祉計画・第 1 期広島市障害児福祉計画については、H28 を基準時とした表記はあるが、基準の元は当時のニーズ量だったのでしょうか。	① P1～38 については、計画の目標や項目を説明する中で、国の基本指針を分かりやすく説明しているものです。一方、P39 以降については、国の基本指針の概要を記したもので、その違いは原文作成者の違いではなく、それぞれの掲載意図による表現の違いです。 ② P1 の 1（2）の「計画策定の趣旨」等に説明しており、第 6 期広島市障害福祉計画・第 2 期広島市障害児福祉計画における目標やサービス等の見込量は、実績や障害者等のニーズ等を勘案して設定しております。 見込量の設定にあたり、国の基本指針や国が示す「障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル」に基づき、市民アンケート調査結果も踏まえる中で、各障害福祉サービスの利用実績等が十分にニーズを反映しているものであることから、各項目等において、過去の実績を表記・基準として、対応しているところではあります。 上記のとおり、前計画においても、基準時の実績をニーズとして捉え、設定しております。
3	グループホームを利用した地域生活移行を重視していることが数値から読み取れる。計画が数値を示すスタイルではあるが、障害のある当事者が地域生活移行を積極的に考えられるよう利用した場合の生活が思い描けるような、動機づけとなるビジョン提供が必要と考える。これを P2【方策】に付記することができればと思う。	本計画は、本市の障害者施策の方向性等を示すことを目的として策定している「障害者計画」との調和を図りつつ、各施策の目標数値や見込量の設定を行うものであることから、今後の「障害者計画」の改定の中で検討させていただきたいと考えています。

市民意見募集の結果等

4	P 6 就労の問題では、職業安定所との協働にふれてはどうか。事業主は障害者雇用の支援策に強い関心を持っていると思う。また、就労とその後の定着支援がセットになることが望ましい。	今回、国の指針に基づいて設定した就労移行支援事業所の利用者数目標の実績が未達であったことから、達成するための方策として新規事業所の設置についての働きかけを行うとしたものですが、障害者の就労全般に関することについては、いただいたご意見を今後の参考とさせていただきます。
5	P 1 8 のオの実績・次期計画の見込量がすべて「0」となっている。前段の説明では「行動援護及び・・・」と括っているが、独立して分析を述べてはどうか。「次期計画の見込0」が重度包括の必要性がないかのようなメッセージにならないか。	記載内容について、総括的に現状を記載しています。国の基本指針に基づいて各サービスの見込量を記載しているもので、本市において、実施していないサービスも含まれます。
6	児童発達支援等について ① 平日に学校に行っていると、土日にデイサービスや発達支援を受けることが集中する。可能であれば、原則日数を超えない範囲で、一日に複数のデイサービスを利用することを許可してほしい。 ② 可能であれば、原則日数もー8日ではなく、もう少し原則日数を増やしてほしい。	① 放課後等デイサービスの報酬は一日単位で算定されるため、同一日に複数の事業所を利用することはできません。 ② 利用日数については、国通知により「各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）」を上限とするように示されており、各区福祉課において、個別に障害児の心身の状況や家庭状況を丁寧に聞き取った上で、支援の内容とそれに必要な時間等を確認し、必要な日数を決定しているところですが、障害児本人の成長や発達に資する観点から、原則の日数を超える利用が必要な場合には、障害児の心身の状況や家庭状況を丁寧に聞き取った上で、個々の状態に応じて適切な支給量を決定していきますので、各区福祉課にご相談ください。
7	障害児との生活のこと等について、同じ方に色々と相談できるシステムが必要だと思う。	本市では、障害者及びその家族が、生活上の様々な不安や悩みをワンストップで相談できる窓口として、各区に基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所を設置しています。 基幹相談支援センター等に寄せられた相談は、必要に応じて専門窓口につないでいますが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
8	児童デイサービスについて、もっと行政が介入していかなければいけないと思う。普通級の児童で、部分的に障害のある児童のデイ利用が多く、重度の障害を持った児童のデイサービスの利用ができない現状がある。重度の障害を持った児童は常に手がかかる為、児童デイからしてみれば預かりたくない対象の様に思う。 預かる児童を決めること。	放課後等デイサービスは、利用者がその特性に応じて事業所を選択し、事業所との利用契約によりサービスの提供を受けるものであることから、行政が利用事業所を決定することはできません。
9	児童デイ利用の保護者へのアンケート等について、行政からではなく、全て児童デイ→利用者、アンケートの返送も利用者→児童デイとなっており、いくらでも誤ったことが出来る環境で、正しいことが分からない。アンケートに書きたいことがあっても、利用に差し支えるのではと思うと書けない。公平性もないように思う。	放課後等デイサービスは、国の基準において、自ら評価を行うとともに、障害児の保護者による評価を受けて、改善を図らなければならないとされていることです。 ご意見のアンケートは、この評価のために各事業所で実施されているものと推察されますので、事業所の改善のために評価をしていただければと思います。 なお、事業所の支援内容についてのご意見等がございましたら、各区福祉課や障害自立支援課までご相談ください。

市民意見募集の結果等

10	地域の民生委員・児童委員に相談したが、知識不足で自らの知識不足にも気が付いていない様であった。どうして民生委員・児童委員になっているのか。なれたのか。考えていくことは多いと思う。	民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として、常に住民の立場に立って、必要な支援を行っているところです。 こうした中、障害児者への支援においては、障害に対する理解を深め、一人ひとりの方に寄り添った支援を行うことが大変重要であることから、これまでも民生委員・児童委員の方々に研修を受講していただくなどの取組を行ってきたところです。 今後もこうした取組を継続することにより、民生委員・児童委員が障害のある方への理解をより一層深めていけるよう、努めていきたいと考えております。
11	① 余りにも地域移行の人数が少なすぎる。現状を踏まえてのものだということは分かるが、積極性が感じられない数字である。 ② 相談支援の新たな計画期間の見込量の数字が現状のまが多いのも積極的に感じられない。	① 施設入所者は、重度障害者の方が多く、退所が困難な状況であるという現状を踏まえ、実績を基に目標数値を設定しているものです。 ② 計画期間の見込量については、過去の実績を基に設定しています。
12	若いころから入院して施設入所している20代の介護が必要な身体障害者は、制度やサービスがあるのを分かっているが、地域でとなると不安だと言っていた。相談支援を気軽に受けることができるためのPRや制度の当てはめではなく、一人一人の地域での生活を支えていくための工夫をしていく活気を引き出すための、例えば先進地への研修制度などの導入など考えていく取組が必要。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 今後の参考にさせていただきます。
13	地域生活支援事業の入院時コミュニケーション制度の数値も提示してほしい。	入院時コミュニケーション支援制度は、一時入院中の障害者にヘルパーが意思疎通支援を行うものであり、地域生活支援事業における意思疎通支援事業の一つとして、位置づけられているものになります。本市においても、その重要性は認識しており、事業を実施し、ご利用いただいているところです。 こうした中、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害福祉に関する提供体制の確保・整備を行うための計画として位置づけられており、国の基本指針においては、意思疎通支援事業の提供体制の確保・整備の指標としては、手話通訳及び要約筆記等の目標を設定することとなっております。 本市としても、それらの目標を設定することで、入院時コミュニケーション支援制度を含む意思疎通支援事業の提供体制の確保・整備に努めていきたいと考えています。
14	目標全体について 今後、コロナウイルス感染症及び対策に伴う計画変更等を行うのか。その場合、どのように反映されるのか、教えてください。	今回、計画の策定にあたり、目標値の低下等を防ぐため、新型コロナウイルス感染症の影響を廃して、目標を設定しております。 こうした中、今後の新型コロナウイルス感染症の動向や対策は予見できない状況でと考えることから、今後も障害者福祉に係る国の動向等を注視していきたいと思います。

市民意見募集の結果等

15	P2「福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標」及び地域移行のための体制整備に関して 【課題】に「退所が困難な重度の障害者を地域で支援できる場が少ないことが考えられます」とあり、【方策】として、「グループホーム等の居住の場を確保」とある。P21に、「共同生活援助」の見込量（目標値）が掲げられている。この数値は「共同生活援助」の3類型全体の見込量と受け取っている。「重度の障害者」が具体的にどのような方かにもよるが、具体的に各種どのくらいの見込量なのか、想定しているのであれば、教えてほしい。	お見込みのとおり、グループホーム全体でのサービス量を見込んでいるもので、類型別のサービス量は見込んでいません。
16	P27のオ「ペアレントトレーニング等の支援プログラム」、カ「ペアレントメンターの人数」、キ「ピアサポート活動への参加人数」について見込量の算出方法を教えてほしい。	それぞれ次のとおりです。 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 本市が実施するペアレントトレーニング研修の募集定員数としています。 ○ペアレントメンターの人数 令和2年度における広島市を活動地域として登録されているペアレントメンターの人数に対し、平成30年度から令和元年度にかけての増加数5人を毎年加算したものとしています。 ○ピアサポート活動への参加人数 本市におけるピアサポート活動の一つである「発達障害者家族の集い」の平成29年度実参加者数としています。
17	P3精神障害にも対応した「ア市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況」が設置済100%と記載があるが、これは具体的にはどの「場」を指しているのか。	広島市障害者自立支援協議会の1つの部会として設置されている「精神障害者地域支援部会」のことを指しています。この部会は11名の部会員で構成されており、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行っています。
18	P11「地域生活支援拠点等が有す機能の充実に関する目標」について、「イ運用状況の検証・検討」が新規となっており、全市実施に向けて課題を出し合い、機能充実が図られることに期待する。ただし、各区の特徴的な取組みは尊重していただきたいと思う。	貴重なご意見をいただきありがとうございました。 今後の参考にさせていただきます。
19	P28（7）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、必要な取組と思うので、令和3年度からの各区の取組に期待する。	広島市障害者自立支援協議会の精神障害者支援部会での協議内容を踏まえて、各区の実態に応じたシステム構築に取り組んでいきたいと思います。

市民意見募集の結果等

20	P30（8）相談支援体制の充実・強化のための取り組みについて ① 「基幹相談支援センター」のことが記載されているが、各区の「委託相談支援事業所」についても方針を記載しなくてもよいのか。 ② 「ア」から「エ」で、令和3年度以降の見込みが記載されているが、説明文が皆同じとなっており、何を指そうとしているのか分からない。数値目標だけでなく、「ア」から「エ」のそれぞれの項目に対する取組方針の記述が必要と思う。 ③ 「イ」では、「訪問等」による専門的な指導・助言とあり、基幹センターへの自己評価項目においても「訪問」が強調されているが、現実には「電話による指導・助言」が日常的に行われている。このことも評価する必要があるのではないか。	① 障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき策定しています。委託相談支援事業所については、国の基本指針に記載がないことから、本市の計画においても記載しておりません。 ② 当該箇所については、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターによる支援等の目標を見込んだもので、一体的なものとして、総合的な説明を用いておりましたが、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者の人材育成の支援などの項目ごとの支援内容の説明を追記する形で修正いたしました。 ③ 「訪問等」には電話による指導・助言も含まれています。
21	33ページ（ウ）住宅入居等支援事業について 住宅確保要配慮者への居住支援の必要性が言われており、この事業は必要と思われるが、具体的な事業内容が不明である。「地域生活支援事業」の一つと位置付けられているのでそこから読み解けばいいのだが、実施するのであれば本格的・積極的に活用可能な事業であってほしい。以前にあった「居住サポート事業」の復活とみてよいのか。	平成30年度から「広島市居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供等の支援を行うこと等により、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探すことができ、安心して暮らし続けることができる環境整備に取り組んでいます。
22	全般的に、介護保険分野のケアマネジャーと比較して障害分野の障害支援専門員は、スキルが低いとか、ばらつきがあるとか言われることがある。しかし、「計画相談支援」の必要な障害者は多くおり、セルフプランのままでは良くないので、相談支援専門員の質と量の両方を確実に強化する必要があると思う。そのことの具体的な方策が計画に盛り込まれることを期待する。	相談支援専門員の質と量の確保については、事業所に対する相談支援専門員等の一定の資格の新規取得者数に応じた補助やスキルアップを目的とした研修会の開催を行っているところです。

市民意見募集の結果等

2 3	障害児者ご本人と障害児者の保護者の相談の場としての SNS 等やオンライン相談の導入について 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、地域コミュニティを図るべく交流行事なども中止や延期となり、障害児者ご本人やその保護者も情報を得る場や相談の場が減少している。新型コロナウイルスは終息を見られない状況にあり、災害時なども相談の機会は限られたものになる。障害児者ご本人とその保護者の相談の場のひとつとして、SNS 等やオンライン相談などの相談支援の場を考案いただければと思う。	貴重なご意見をいただきありがとうございました。 今後の参考にさせていただきます。
2 4	雇用主は、従業員の障害等が判明した際に、当該従業員を排除するのではなく、それぞれの障害特性に応じた配慮をすることが大切だと思う。	障害者雇用促進法では、雇用主による障害者への差別の禁止や合理的配慮の提供義務等について規定しています。 本市としては、引き続き、障害を理由とする差別の解消の推進に向けて、広島市障害者差別解消推進条例等の周知・啓発に努めてまいります。